

イタリアにおける「南部問題」と教育

—近代的教育の成立をめぐって—

前之園幸一郎

構成

- 1 国家統一と「南部問題」の顕在化
- 2 「南部問題」と近代的教育制度の確立
- 3 教育の中央集権化
- 4 今日の中等教育改革と南部問題

はじめに

イタリアは、国家統一を経て近代国家として成立して以来「南部問題」をかかえこむことになった。そして第2次世界大戦後のめざましい復興と最近の高度の経済発展の繁栄のかげにも「南部問題」はたえずつきまとっている。

北部イタリアの先進的工業地帯と、移民と文盲で知られる、文明からとりのこされた南部イタリアの同時的共存は、すでにわが国にも構造改革論とともに経済の二重構造として紹介されている。

小論はイタリアの近代的教育の成立と「南部問題」のかかわりを主要なテーマとしてとりあげ、教育における「南部問題」の発生とその解決のための国家による教育政策を歴史的に概観することによって南部における教育問題の所在を明らかにしようとするものである。

1 国家統一と「南部問題」の顕在化

ヨーロッパにおいてもっとも高度に発達した近代的工業地帯の一つにかぞえられる北伊とは対照的に、南部は極度の文化的、社会的停滞のなかにおかれている。この北伊と南部との格差は資本主義の発展にしたがい、またイタリアの政治的統一の過程ならびにその完成後に明確なかたちであらわれるにいたったもので、こんにち「南部問題」として知られている。

南部の後進性、とくに南部住民の経済的貧困⁽¹⁾と高い

文盲率⁽²⁾はあまりに有名であるが、これは教育の問題にもするどく反映せざるをえない。われわれはまず国家統一によって「南部問題」がどのようにしてつくりだされることになったのかということからはじめねばならない。

イタリアの国家統一は文化的背景も、経済的発展の段階もいちじるしく異なる二つの部分を政治的に統合することによって1861年に達成された。脆弱で後進的な農業経済に基礎をおく南部経済は、まず国家統一によってもたらされた国内的関税保護の障壁の撤廃によって大きな打撃をうけたことになった。南部は全国的な市場の形成によって北伊との無防備の競争にさらされることになり、農産物の価格低下は農民に大きな負担を課し、農業そのものの基礎をもゆるがす結果をつくりだしたからである。

ついで統一政府はサルデニア王の保護のもとに北伊における大産業育成の政策をおしそすめた。すでに北伊には綿業、絹工業、ガラス工業などの産業がかなり発達していたが、近代化の要請にしたがいこのほかにも鉱山、金属、鉄鋼などの工業が育成発展せしめられることになった。

しかしながらこの北伊における産業育成政策は、他方では南部の開発の放置と南部資本の北伊への吸収という結果をもたらすことになった。それは「まったく人目につかぬかたちでの富の移出、しかも緩慢でけっしてとだえることのない年々継続する富の流出」⁽³⁾であった。そして国家の保護下にある北伊の産業には「南部における一種の植民地的消費市場」⁽⁴⁾の形成が対置されることに

なったのである。

さらにこれらにくわうるに統一国家の新税法はその重税のために南部住民を圧迫し疲弊しつくすことになった。この新税法は個人の収入、財産ならびに家屋の価格を課税評価の基準とするだけでなく、世帯数を基準にして各市町村に課税を行なうものであり、南部の掘建小屋の住民 (*i tuguri del sud*) が北部の大邸宅の人々 (*i fabbricati del nord*) より高い税金を支払うという事態がおこった。⁽⁵⁾ 貧困な南部の典型ともいべきイタリア半島の長ぐつのかかとの部分に位置するプーリア、バシリカータの両県だけで、北伊先進地域であるリグリア、ロンバルディア、ヴェネトの各県の総額をうわまわる額を納税していた事実がこの間の消息を物語るであろう。かくて南部は国家によって投下されるより以上を支払うことによって北伊に収奪されたのであるが、これをニッティは「近代ヨーロッパにその例をみない富の移動」⁽⁶⁾ と評している。

このようにして南部は資本主義の発展とともにあって北伊の利益のもとに従属せしめられることになったが、その重圧は南部下層農民の上に重苦しくのしかかってこざるをえなかつた。このために国家統一は南部下層農民の期待をうらぎるものであり、かれらにとってはかつての旧い貴族制と宗教的諸秩序に、あらたに北部大資本と大土地所有者がとつてかわるという支配者のたんなる入れかえにしかすぎなかつた。そしてかれらはこれをいみじくも「ピエモンテの征服」⁽⁷⁾ (*la Conquista piemontese*) と名づけたのであった。

われわれはここで南部の社会的構成と人々の意識についても注目しなければならない。

南部社会は今日と同様に大まかには大土地所有者、知識階級としての中小農業ブルジョワジー、農民の三階層から構成されていた。このうちわれわれに興味のあるのはインテリ層としての中小農業ブルジョワジーの南部においてはたしたその役割である。かれらは客観的には南部の社会変革の中核的部分としての位置をしめながらも現実には積極的に南部社会の固定化のために貢献したのである。⁽⁸⁾

これは知識階級が「大土地所有者と農民大衆の調停者的立場」の性格と、この「相互の利害をそれぞれ部分的に代表する」⁽⁹⁾ 性格を合せもつその中間的階級性に帰因するものであった。大土地所有者への反発の意識においては農民とひとしい政治的立場に立ちながらも、自己の特権的地位の擁護ということでは現状維持的あるいは反動的立場にすら立つこの知識階級は、その特権的地位の

維持のためにその子弟を高等教育機関におくりこんだ。そうすることによって新政府のもとでの地方行政組織に参加する可能性をもち、また実際に新政府の末端組織における政策遂行者として南部社会の固定化に大きな役割を演じたのである。⁽¹⁰⁾

かくて南部は、グラムシによると「半植民地的市場に、そして投資と租税の対象にかえられ、二つのやり方で虐げられることになった。その一つは農民大衆の周期的虐殺をともなう大衆運動の残酷な警察的抑圧によって、その二是警察政治的 (poliziesche-politiche) やり方、つまり公行政の職員の名のもとに地方行政からの略奪の許可を知識階級に個人的に承認することによってである。……このようにして南部の風土病である『不満』を組織化できるであろう社会階級が北伊の一手段、その補助的個人警察となりおうせたのである。」⁽¹¹⁾

南部においてその矛盾が集中したのは、すでにふれたように下層農民であったことはいうまでもない。かれらは貧困と文化的隔絶のなかでの生活を余儀なくされたが、それは移民、文盲、高い幼児死亡率、年少労働、伝染病などの悲劇的結果をもたらさずにはいなかつた。そのきびしい現実は、「多くの子どもたちは毎年自分たちの土地からはなれていった。とくにバシリカータでは軽労働に使役されるために多くの子どもが人肉商人 (*i trafficanti di carne umana*) に売られ、徒步でイタリア半島をよこぎつていった。またあるときには、かれらは移動楽団の団員として国外に移出された。」⁽¹²⁾ という事実においてかたられている。

南部では当時農民の生活苦から山賊行為 (brigantaggio) が不幸な社会現象として一般化していたが、これは新政府下の軍隊の出動によってしだいに減少することになる。しかしこれにかわって新らしく外国への出かせぎのための移民現象が顕著にみられるようになる。この移民は南部からの若年労働者の集団的移動によって、またあらたな社会問題をひきおこすことになるのである。

2 「南部問題」と近代的教育制度の成立

1859年イタリアではじめての近代的教育法であるカザーティ法が成立した。⁽¹³⁾ これは初等教育の義務制ならびに義務教育費無償の原則を骨子とする初等教育から高等教育にいたるまでの組織的教育法であつて、国家統一後のイタリアがその全土にわたって整備すべき近代的教育制度のヴィジョンを総合的、組織的に立法化したもので

あった。

しかしながらカザーティ法はまさにその総合的、組織的性格のゆえに画一性の限界をまぬがれなかった。これが、そのもっとも重要な目的である初等義務教育の実現を、イタリア国内の多様な地域の種々に異なる特殊的状況、とりわけ南部諸地方の実状に配慮をはらうことなしに「各市町村の財政的能力や随意」（同法第344,346条）にゆだねてしまい、設立されるべき学校数さえも明確に規定しなかったからである。

一方南部の農民たちは上にのべたような後進的諸条件のもとにおかれており、かれらが自発的に教育的要求を出すにはあまりにその経済的基礎を欠いていた。またこのような農民をかかえる南部市町村が、その住民のための学校を設立することは財政能力からみて不可能なことであった。

この当時の南部における初等教育は、それまでのブルボン王家のもとにあった政府の政策によって最悪の状態にあり、わずかに存在する学校のほとんどは僧職者の手中 (nelle mani del clero) にゆだねられていた。⁽¹⁴⁾

ここでわれわれは僧職者による初等教育について注目する必要がある。南部で僧職につくのは北伊におけるよう農民、もしくは手工業者出身のものではなく、知識階級である中小農業ブルジョアジー出身者が多かった。

すでにのべたように南部の知識階級には、かれらをうけ入れてくれない社会的現実にたいする反発から無政府主義的傾向がつよかつたが、この傾向が南部においてはカトリックと奇妙に癒着したのである。それはカトリックがその精神的基礎を封建的諸関係におくことから生ずる反資本主義的態度が、南部知識階級の無政府主義的、反資本主義的傾向と現象的には合致することになったからである。そのために南部の僧職者の手中にある学校においてはイタリアの近代化の方向にそな教育は期待できなかった。

このような最悪の教育的条件のために、ナポリ王国が統一国家に統合されることになったとき、1,000人中わずかに一人の子どもが就学の機会にめぐまれているにすぎないというありさまであった。⁽¹⁵⁾

また文盲についてみると北伊との格差はいちじるしい。1871年の国勢調査によると、1,000人中の文盲数は南部諸県のアブルツィおよびモリーゼではいずれも868人、カムパニア824人、ブーリア865人、バシリカータおよびカラブリアはいずれも898人、シチリア872人サルディニア881人となっていたが、北伊諸県はロンバルディア526人、リグリア662人、ヴェネト698人、エミリア

ア754人であった。⁽¹⁶⁾

このようにみると、カザーティ法は「市町村のほとんどが歴史的なさまざまの理由から国家が命ずる適切な計画に有効な方法でとりくむことが不可能であるのに気づかない」⁽¹⁷⁾ふりをしていたとさえいえよう。

南部のこの教育的状況の根源は、よくいわれているように南部人の生来の無能力、人種的劣等性、亜熱帯的風土などの要因によるよりも、基本的には新政府の北伊中心の政策のために、年々きびしくなってゆく南部住民の貧困の状態にこそもとめられるべきであろう。

カザーティ法は初等学校の設立を市町村にゆだねることによって、結果的には教育問題の解決をも各市町村にゆだねてしまうことになったのである。

また初等教育が義務制として実現されるためには、そこで教育の仕事に実際に従事する教員の問題が緊急に解決されねばならない。当時教員は拙劣な条件のもとにおかれていて各地でその不満が一つの要求に結集されつつあった。⁽¹⁸⁾

このような全国的な気運のもとに、教育条件の地域的アンバランスを是正し初等教育の義務制を全国的に実現するために、1877年コッピーノ法が制定公布されることになる。⁽¹⁹⁾

コッピーノ法はすでに存在する学校に在職中の教員について、その給与の10分の1の増額、ならびに小規模の市町村への国家補助ということをその骨子としていた。しかしながらこれはあまりにも基本的な問題を見落していただために、教育財政政策の欠陥の第一歩をふみだすことになったのである。なぜなら「国家補助の基準が現実に存在する学校におかれていたために、補助金の配分が貧困な市町村にたいするよりもむしろ経済的に豊かな市町村にむけられることになった」⁽²⁰⁾からである。このためにコッピーノ法は北伊と南部の格差の是正についてはその目的をはたすことはできなかった。

コッピーノ法によってもたらされた事態に対処するために1886年後進的諸県の財政補助のための法律が公布された。しかしこれもコッピーノ法と同様にその目的をはたすことはできなかった。

この法律が経済的におくれた地域、とくに南部諸地方をその対象として立法されたにもかかわらず、立案者たちが小規模で後進的市町村を重点的に考えたために、人口稠密な南部の市町村はその対象からはずされる結果になつたからである。そして比較的に多くの小規模市町村をかかえる北伊の「ピエモンテ、リグリア、ヴェネトの諸県が後進的地方にむけられるはずの多額の補助金が

自分たちのうえに流れこんでくるのを見る」⁴⁴ 結果におわってしまった。

このようにして政府の南部の後進性の解決のための施策が、いつも問題の深刻さにもかかわらず適切さを欠いていたことにわれわれは注意をはらわなければならぬ。

このころから世紀の初頭にかけて民間のあいだではどうしたら本当に初等教育を国民のものにすることができるかという国民教育創造の問題が提起され、大きな論議が展開されつつあった。

国民の教育的諸要求を反映するさまざまの論議を集約し、雑誌「教育のめざめ」(Risveglio educativo), 「学校の諸権利」(Diritti della Scuola) をつうじて教育改革案を提案した人にアンジェロ・ヴァルダルニーニ (Angelo Valdarnini) がある。

イタリアの初等・中等教育は、ヨーロッパ諸国と同様に歴史的には大学の準備教育のための学校として生れたものであるために、国民のための初等教育という場合には単に読み・書き・算を教えればそれだけで十分だとする伝統的な考えがつよかつた。

しかしながらかれは、上のような考え方には賛成できず、文明国における初等学校は4年制とし、子どもが中等教育あるいは真に国民的な理論・実践的実務にすすむためには (ad avviare i teneri alunni alla pratica teorico-pratica veramente popolare) 十分な知識の初步的基礎

(i primi rudimenti del sapere bastevoli) を教えなければならないと考えていた。しかも初等教育はそれ自身で完結すべきものではなく、この4年間の教育のうちに、さらに3年制の学校が考えられるべきである。ここでは上級学校へ進学しようとするものにたいしては統一的でかつ基本的な3年間の教育が行なわれ、師範学校、古典語学校、職業学校のいずれにも進学することができる。同時に進学する余裕のない農民、都市労働者の子弟にたいしても3年間の (una scuola popolare vera, e propria) 本当の意味の国民的学校が用意されなければならない。ここでは文学、歴史、道徳、諸科学ならびに科学的、技術的知識の実生活への応用が教えられ、子どもがそれぞれの職業ですぐれた職業人になることが目ざされねばならない。⁴⁵ 大約かれはこのように国民教育を考えていた。

ヴァルダルニーニは共通の初等教育の段階と一般教養を基礎とした中等普通教育の段階からなる無償の7年制の国民教育の構想を提案したのであったが、これは当時のイタリアの実状からして一つのヴィジョンにとどまらざるをえなかつた。

しかしながら国民の文化的な要求は年々高まっており、とくに下層階級は無知、道徳的奴隸状態からの、また経済的貧困からの脱出のために必死になっていた。

ジョバンニ・ヴィダーリ (Giovanni Vidari) はこの動きを一面化してとらえるのでなく、経済的・社会的諸要求とかたく結びついた文化的・政治的要求としてトータルにとらえるべきだとして人々の注意をうながしたが、⁴⁶ このような全国的気運のなかで政府も初等教育改革に着手することになる。

1903年文部大臣は初等教育の質的充実をはかるために補習学校 (la scuola complementare) にかんすを法案作成のための調査委員会を設置した。これによる結論はすでにヴァルダルニーニによって提案されたものと大差はなかった。

それによると3年制の地域的要請に応じうる教育内容をもった、初等学校修了者をうけ入れる補習学校の必要、ならびにそこでは生徒の能力、適性をのばし、かれらが多様な職業につくための教育が行なわれなければならないとしていた。⁴⁷

政府はこの調査委員会の結論をそのままとりあげて実施に移すには莫大な財源を必要とするために、これを手直して1904年オルランド教育改革 (La riforma Orlando) を行なうことになる。

オルランド法による教育改革の主要な点は、1) あらたに9才から12才までを義務教育就学年限としたこと、2) 第4学年まではすべての児童に共通の初等教育とし上級学校進学を希望するものは修了試験 (l'esame di maturità) をうける。進学しないものは第5、第6学年の二年間の国民課程 (corso popolare) に出席することができる、3) 文盲率の高い市町村に3,000のあたらしい夜間および日曜学校を設立する、というものであった。

この改革の中心は小学校に補習科を付設するということにあり、当初は各県の県庁所在地のみに義務づけられることになった。この改革の積極的側面は評価しながらも、これについてはさまざまな観点からの批判が行なわれた。とくに従来5年制であった初等教育を一年短縮して4年制としたこと、ならびに補習科の教育内容については多くの批判が集中した。補習科が、生徒が一日中その仕事を放棄することのないように授業時間を一日三時間とし、教育内容も民間のあいだで要望されていた技術的、実際的なものでなく単に小学校の教科を水まししたものにすぎず、しかもその教育方法が主知主義、暗記主義 (mnemonismo) にたよるものであったからである。

この改革によって南部にはあらたに深刻な問題がもた

らされることになった。それは住民4,000人以上のすべての市町村に義務教育としてあらたに補習科の設置が義務づけられたからである。さしあたりこれは1,156の市町村で実施されることになったが、実にそのうちの677が南部の市町村によってしめられていたのである。そのために経済的後進性のゆえに小学校にさえ満足にすすめない住民たちからなる市町村に、高等小学校 (Scuole primarie superiori) というぜいたくなものが強制されることになった。²⁴⁾

今までみてきたように政府による教育政策は南部の教育条件の整備とその発展という観点からすれば、ことごとく北伊との格差をさらに深刻化するという結果をもたらした。そしてこの問題の解決のためにはカザーティ法以来の、教育は各地方公共団体の責任において行なわれるとする地方分権主義そのものが問いかねられねばならなかつた。

3 教育の中央集権化

初等教育を全国的に確立しその質的向上をはかる問題は、上述のオルランド改革においてもなんらの抜本的解決はもたらされなかつた。

すでに国家統一の直後から、多くの小規模な市町村における小学校が貧弱で不安定な状態におかれている問題について、中央からの十分な監督と有効な行政措置がとられるべきだとする意見が識者のあいだではつよかつた。そしてその後、現実に、市町村にゆだねられた学校行政は、その市町村の財政状態がどうであれ学校ののぞましい発展を保証するには適切でないことが明白になってきた。

この問題の重要性に政府が注目するように訴えつづけてきたのはとくに現場の教員たちであったが、今世紀のはじめに全国教員協会 (L'Associazione magistrale nazionale) が労働組合の諸組織と協力して世論の喚起にのりだしたとき、教育の世俗性の原則と同時に初等教育を直接に国家行政のもとにくみ入れるという問題が全国的に大きな支持を得るにいたつた。²⁵⁾ かれらは学校が、財政的に窮迫し、しかも後進的で国民の文化的発達にはまったく関心をはらわぬ市町村にゆだねられていることを明らかにし、すみやかにこの問題の解決がはかられるべきことを要求した。

当時の学校や教師たちのおかれていた状態についてはさまざまの悲劇的事例が報告されている。学校は家畜小

屋 (stalle), たきぎ小屋 (legnaie), 乾草置場 (fienili), などを改造した仮校舎 (locali di fortuna) がもちいられ、教員は村長や助役の胸三寸でいちじるしくひくい給料をうけ、全く給料をもらえない場合もあった。また教員の任命、罷免も有力者たちの意見によって勝手になされた。そして衛生上の配慮や教育方法上の改善についてはなんの注意もはらわれなかつた。²⁶⁾

これはごく普通の、とりわけ南部においてよくみられる学校の情景であった。

南部における経済的貧困とそれに帰因する教育行政への無関心は、しだいに南北のあいだのみぞを深めていった。これは全国的な一体感 (lo spirito unitario nazionale) を育てあげていくうえにも、経済的・社会的生活の発展のうえにもゆゆしい障害となるものであった。そしてそのゆえにこそ、教育関係者たちは国家が真剣に全国のどこにおいても学校がその教育のために不可欠な教育条件を保証してくれるよう世論に訴えざるをえなかつたのである。そしてその運動の中核になつたのは、すでにのべた全国教員協会であった。

しかしながら他方では教育の中央集権化の方向に反対の立場を表明する人々もあった。これは大別するとほぼ三つのグループからなつていたが、その第一は北伊の大きな先進的市町村であった。かれらは自分たちの直接的教育行政が国家にとってかわられることでその従来の特権を失なうことをおそれたのである。第二は反動的諸政党および教会関係者である。かれらは自分たちの手から地方行政における教育をとおしての支配権が失なわれるをおそれていた。²⁷⁾ そして第三は進歩的政党人などに有識者である。かれらは教育の中央集権化がもたらす国家の地方自治への干渉だけでなく、それが教育そのものをもゆがめてしまうことに危惧の念をいたいたのである。

この批判グループのうち前者の二つは論外であるにしても、第三のグループの懸念には正当な根拠があった。

教育方法、教育内容、教育目標、そして教科書までも一元化されることになれば教育の中央集権化は地方の特性に密着した教育ののぞましい発展を助長するよりもそれをおさえることになるからである。

この立場の見解をすでに数十年前にアントニオ・ラブリオーラ (Antonio Labriola) は集約的に表明していた。かれは国家の教育にたいする眞面目な意志 (Volontà) とその能力に深い不信をいただき、また民主主義の正しい発展という観点から中央集権化を批判したのである。

かれは1888年2月ローマで行なつた講演でかれの基本

的立場を表明している。それによると、イタリアにはおよそ国民のための学校 (la scuola popolare) とよばれるようなものは存在していない。このもっとも重要な政治社会的問題の解決のためには文盲率の統計をながめて嘆いたり、諸外国の制度を移入しようと主張するだけでは十分でない。教育は社会生活における他のすべての諸侧面と密接に関連した一般的な状況の一側面でしかないのであるから、教育だけを切りはなして考えることはできない。したがって教育問題の解決は社会全体が根底から改革されるのでなければ一片の紙くずとしての改革にとどまるであろうとのべた。³⁴⁾

しかしながらそれから約20年を経過した1900年代の初期には、事態はさらに深刻になっており国家の責任において教育条件を整備することを要求する運動がさきにふれたように展開されたのであった。

1907年5月ローマで教育にかんする大集会 (Comizio pro Scuola) が開催された。そこで大勢をしめた意見は学校の正常な維持の不可能であることの明らかな市町村からは学校を国家へ移管すべきである、しかし学校と地域社会の断絶をさけるために、その市町村にその負担と責任において補習教育の管理運営についてだけはゆだねるべきだというものであった。³⁵⁾ この大集会は過度の中央集権化をふせぐために当面の目標としてつぎのことを明らかにした。1) イタリアを他の文明諸国の水準にまで高めるために僻地 (comuni rurali) における昼間、夜間、日曜学校の教育を強化し、現在よりも多くの国民学校 (scuola popolare) を増設すること。2) 世俗性と科学性の原則のうえに大きな地方分権と自治的行政のしくみを確立し、必要な場合に学校を国家に移管 (l'avocazione allo stato) する。3) 義務教育に必要なあらゆる種類の教育援助 (給食、被服、教科書) ならびに学校に必要なすべての設備の国家による保証の義務づけ。³⁶⁾

ここでは教育行政にかんする地方自治体の主体性を確保しながら国家の教育行政のしくみを整備するという観点が強くうちだされていた。

このような全国的な教育問題への関心の高まりによって1908年イタリアの教育の実態にかんする調査団が政府によって設置されることになった。

初等・社会教育局長カミィロ・コラディーノ (Camillo Corradino) を団長とするこの調査団は、大がかりな全国的実態調査に着手した。これの主要な目標は地域別の文盲数、学校建築の状態、教育補助費の実際の効力等を明らかにすることであった。

これによって明らかにされた教育実態のきびしい現実

は教育の国家移管を決定的なものにすることになる。調査団報告書によるとほとんどの市町村は学校を設立することができずにおり、そのため文盲はあいかわらず深刻なかたちで存在し、義務教育はかけ声だけにおわっていた。1907年においてすら約100万の児童が就学の機会にめぐまれずにおり、1904年のオルランド改革による政府援助で設立された補習コース (第5、第6学年) についてもそれがさしあたって義務化された94の市町村のうちのわずかに25市町村のみがそれを実施に移しているにすぎなかった。³⁷⁾

さらに注目すべきことは国家統一後の約半世紀にわたって国家と教会が国民教育の指導権をめぐるはげしい対立をしめし、たえまない論争をくりかえしてきたのにもかかわらず、相方ともにその熱意を現実の教育にまったく反映させていないという事実である。

国家による学校は1908年に全国で63,618校が存在し、これはバシリカータ、カラブリアの諸県では住民1000人につき1.45~1.47校の割合にしかすぎなかった。

教会側は国家のこの不徹底な教育行政にたいして国家にかわってその威力を発揮することができたにもかかわらず、実際にはなんの手もうっていなかった。教会設立の小学校は1908年には3,504校にすぎず、しかもそれらは国家による学校の集中している地域に偏在していた。³⁸⁾

コラディーニ調査報告は、具体的な教育実態をあらわに示すことによって世論の方向を決定した。かくて1911年ダネオ・クレダロ法の成立をみることになるのである。

この法律によって小学校にかんする行政は、初等教育がのぞましく発展している市町村をのぞいて、地方教育評議会 (i Consigli provinciali scolastici) に移譲されることになった。これは政府の任命による評議員と地域住民から選挙で選出される評議員とから構成され、初等教育行政の実際にあたることになった。これの行政的権限は学校の新設、教員の任命、市町村教育予算の承認などにかんするものであり、このしくみによって初等教育行政は各市町村の管轄から国家の直接の監督のもとへ移管されることになったのである。³⁹⁾

ダネオ・クレダロ法は、うたがいもなく教育行政における大きな前進を意味するものであった。少数の例外は別として、国家統一後約50年にわたって市町村が国民に初等教育を保証することができない大問題に、国家が正面からとりくむことになったからである。

この法律がその法的効力を現実に発揮できるためには教育費の予算増額が必要であった。そしてそのためにむ

こう10年間に3,400万リラから7,400万リラに教育費を増額してゆくという財政的措置がとられることになった。

しかしながらこの大規模な教育費増額の措置もあまりに深刻な教育の現実の前には非力でしかありえなかつた。サルヴェミニによると「予算に計上される年額7,400万リラのうち4,200万リラ以上が現在の教員給与の増額分に必要な額であり、そのために、それをもっとも必要としている市町村の学校にたいする補助金の増額は期待できない」。⁽³⁹⁾そのため「この法律は文盲問題へのとりくみとしてはまったく不十分なものであり、それへのたたかいであるよりもむしろ事態が深刻である地方ならびに市町村においては文盲問題を固定化するにすぎない。」⁽⁴⁰⁾としている。また、ダネオ・クレダロ法は小学校、夜間学校、成人のための日曜学校など、新しい教育機関を設立することによって国民の教育への機会を拡大することをその基本の方策としているが、かれによると「この問題の解決のためには、すくなくとも一万の夜間ならびに日曜学校が必要となる。しかしにこの法律の実施によっても、これから10年間のうちには5千校しかそれを設立できない」、「しかも教育内容、教員のうけ入れ、就学期間などの不十分なために、夜間学校はその機能を発揮できず、非生産的な出費におわるおそれがある」⁽⁴¹⁾と考えられた。

たしかにダネオ・クレダロ法は、その実施にともなう財政的うらづけなしにはその目的を十分に達成できない性格の法律であった。そしてより基本的には教育の問題が政府の諸政策のなかでどのように位置づけられているかという問題と深くかかわっていた。政府は1873年に陸軍にたいして154,879,325リラ、海軍にたいして30,294,562リラの軍事費を計上したが、同年の教育費は2,029,300リラにすぎなかった。1893年は陸軍237,123,414リラ、海軍91,224,521リラの軍事費にたいして教育費は38,454,140リラにすぎず、⁽⁴²⁾この財政上の不均衡は一貫して存在していたのである。

さらにダネオ・クレダロ法がひきおこした重大な問題は、国家が直接に教育問題に関与することによって、市町村の側での教育問題への積極的とりくみの放棄と無関心の傾向があらわれはじめたことである。そしてこの法律のすぐれた意図にもかかわらず、状況は「はじめとなんのかわりもなかった。多くの学校がすでに存在していたところでは（北伊）、さらに多くの学校が設立されたが、後進的地域（南部）は依然としてむかしのままであった。1922年の今日においてすらバシリカータの多くの市町村では1911年のはじめと同様に学校不足になん

でいる」⁽⁴³⁾という実状であった。

しかしこれは南部の市町村が教育にたいしてなんの努力も行なわなかつたというのではなかつた。相対的には北伊よりも南部の市町村が多額の教育費をついやしていたのである。アルコマーノによると北伊ロンバルディアでは全予算にしめる教育費の割合は13.15%であったが南部バシリカータでは18.30%をしめていたのである。⁽⁴⁴⁾

われわれは国家による教育問題解決のための諸法律が、政府当局の南部の深刻な現実にたいするあまりに表面的な認識のために南北の格差をさらに深刻化する結果をもたらしたことを考察してきたが、結果的にはこのダネオ・クレダロ法もその例外ではなかつた。かつてラブリオーラがのべたように、南部の教育問題は、社会、経済的諸関係ときりはなして教育のなかでのみ解決がはかられ得るほど単純なものではなかつたからである。

南部における教育の悲劇的状態は今日も存続している。1956年においてすらカラブリア、バシリカータにはそぞれ31%, 29.1%の高い文盲率がみられた。そしてさらに深刻なのはカラブリア、バシリカータの両県には、文盲がその住民の50%を上まわる市町村が数多く存在しているということである。

4 今日の中等教育改革と南部問題

ダネオ・クレダロ法以後、大きな教育改革としてはフアシズム期のジェンティーレ改革、第二回世界大戦後のゴネルラ改革などが行なわれたが、これを「南部問題」とのかかわりでみるとならば基本的にはなんらの解決ももたらされなかつたといつてよいであろう。したがつてここで現在提起されているきわめて今日的な中等教育改革の問題を「南部問題」との関連で考察してみよう。

イタリアの義務教育は8年で、初等教育5年と中等教育3年からなっている。中等教育は上級学校への準備教育コースとしての中学校 (Scuola media) と就職するもののための職業準備学校 (Scuola d'avviamento professionale) とにわかれている。

従来義務教育段階におけるこの截然たるコース制については多くの批判があり、統一中学校 (Scuola media unica) の必要がさけばれていた。1963年9月の法律によって現在では統一中学校への移行措置がとられていく。

「南部問題」とのかかわりでこの改革を検討するためには上の統一中学校の内容の吟味が必要になってくる

が、われわれはまず義務段階の中等教育についての検討からはじめなければならない。

11才から14才までの児童がこの前期中等学校で教育をうけるが、そこには人文主義的教養 (cultura umanistica) と技術 (tecnica)，支配層となるべき集団 (gruppi predestinati ad essere classe dirigente) と従属的役割をなす集団 (gruppi destinati a funzione subalterne) の明確な分離が存在し、これが社会的存続のためのもっとも妥当な手段であると考えられてきた。⁽⁴²⁾ そして統一中学校のもつ経済的、心理学的あるいは教育学的諸利点にもかかわらず、これの実現をはばもうとする根づよい伝統的見解が主流をしめてきた。そのために第二次大戦後に提案された多くの中等教育改革案には、形式はともあれ実質的には階級的差別を保持しようとする傾向が強くみられる。

1960年に政府によって中等教育改革のためのメジチ法案が上提された。これは以前に高等教育評議会のはげしい反撃にあって廃案となつた中学校を課程制（人文、技術、芸術、普通のコース）とする改革案を手直したもので、共通の教育課程のほかにラテン語、自然観察、応用技術、美術実習の選択科目をもうけている。これは選択科目をもうけることによって実質的には古典、技術、普通、の各コースを存続させることになり、しかも選択科目の履修が将来の進路までも決定してしまうという仕組をのこしていたのである。

これにたいしては「選択科目は選別のためのまったくの、そして単なるカムフラージュにすぎない。保守派、教会の諸利害につきうごかされて、すべてのものに眞の教育をあたえ、生徒各人の多様性に応じ、かつ上級学校への門戸をすべてのものに広く聞く統一中学校の本来の意味を、政府はその形骸だけをうけ入れそれを変形してしまった」⁽⁴³⁾ というはげしい批判があびせられた。

現行の統一中学校はこのメジチ法の選別的性格をよめながら、上級学校進学のための必要条件とされるラテン語だけは選択科目としてのこして成立することになったものである。

それではこの統一中学校は南部社会においてはどのような客觀的役割をはたすことになるのであろうか。

われわれはすでに南部がイタリアの他のいかなる地方においてよりも階級的差別が深刻なかたちで存在していることについてのべた。

その社会的現実を反映して南部では職業準備学校は貧しい人々 (la povera gente) のための学校と考えられている。⁽⁴⁴⁾ そこでは多様な進路にすすむための十分な教育

はあたえられず、大学への扉もとざされている。そこで学ぶ生徒の大多数は一日 6～7 時間の労働に従事しているといわれており、そこを卒業しても誇りと熱意をもって就職できるという保証はない。⁽⁴⁵⁾ 今日、南部では職業準備学校は単なる資格という神話と卒業証書という一片の紙きれを手に入れるのに役立つだけで、実際にはどのような職業にたいしても、またどのような専門についても教育を十分に行なってくれるところではないという認識が広くゆきわたっている。

さらに重要なことは、この学校が下層階級のものだとしていちじるしく低い社会的評価をうけているために、そこで行なわれる職業技術教育までが不当に過少評価されるにいたっていることである。これにくわえて学校自身もその諸欠陥を改善しようとする意欲を欠いてる。ここで学ぶ生徒は、貧困できびしい現実からの脱出をはかるために「卒業後は小ブルジョアの隊列 (nelle file dei galantuomini) にくわわり、サラリーマンか下級公務員になれることを希望している」⁽⁴⁶⁾ が、ほとんどその夢は実現されることがない。

他方では、中学校はエリートのパスポートを手に入れるところとしてその伝統的特権を保持している。ここでは、生徒はその社会的階級にふさわしい経験を手に入れるために、また下層階級の子弟は自らをその階級からときはなつために学ぶのである。南部には相対的に中学校の数が多いといわれるが、それはここの卒業証書が南部社会の支配層ならびに知識階級のシンボルであると考えられており、事実それが社会的上昇のために、あるいは就職のために、広く機会の門戸を開くからである。

とくに南部においては、中学校は知的中小市民階級の再生産に重要な役割をはたしており、南部の支配層の存続のためにぜひとも必要な学校となっている。かれらは現在の経済的状態を維持し、現在の社会的諸関係を固定化し、政府の支持のもとに政治的宣伝や選挙における重要な役割をはたすことによって、地方社会における特権と優位性を確保している。そしてかれらは社会進歩のためのあらゆる社会運動にはブレーキをかけるはたらきをするのである。この故に「中学校が南部社会の変革のカギともいべき知的中小市民階級の助成者」⁽⁴⁷⁾ となっている現実には根深いものがある。

このような南部社会の現実のなかで、統一中学校が真に確立されるためにはあまりにも困難な条件にとりかこまれているといわなければならない。もし統一中学校がいさきかでも選別的性格をもつならば、すぐさまそこに南部社会の社会的現実を反映せずにはおかないのであろう。

し、またそのような統一中学校は逆に社会における差別的状況を固定化せざるにはおかないと考えられるからである。

現行の統一中学校は選択科目にラテン語がのこされている。そしてラテン語を履修しないものには大学への扉はとざされているのである。しかしながら今までのべてきたように、教育が「南部問題」の解決にいささかでも貢献しうるとすれば、それはすべての14才までの児童が平等な教育を保証される学校、とりわけ眞の意味の統一中学校の確立ということをおいては他に途はないであろう。

あとがき

「南部問題」はイタリアが国家統一を達成して近代国家としてのスタートをはじめたとき、明確なかたちをとってあわれることになった。国家統一以後の教育政策の重点は文盲問題を中心とする南部の教育問題の解決のためにおかれていったといつてよいほどである。しかし今日にいたるまでその根本的解決はなされていない。そしてそれは、教育問題が複雑な要因の錯綜する「南部問題」の一断面にしかすぎず、それの解決のためにには「南部問題」そのものへの総合的とりくみを必要としたことにもよるが、より基本的には北伊を中心とするイタリアの近代化そのものによると考えられる。

[注]

(1) 南部の貧困の根源はその中世的土地所有の形態にあるとされている。これはラティフンディウムとよばれる大土地所有制である。イタリアの全農地面積のうち約78%は個人所有地であるが、このうちの約3分の1は50ヘクタール以上の農場に所有されており、約3分の1は最高5ヘクタールの800万の農場に分割されていて、しかも500ヘクタール以上の大土地所有者は中南部に集中している。したがって大多数の農民は自分の土地を所有せず労働者として農業に従事している。(「イタリアという国」山崎功, P.57参照)

南部農民の貧しい生活をとりあげた文学作品が、わが国にも多数紹介されているが、たとえばベルト(G.Berto)の「山賊」(Il Brigante)は農民解放運動に挫折して山賊に没落する青年を主人公にとりあげており、シローネ(I.Silone)の「フォンタマーラ」(Fontamara)は土地のない農民たちの怒りと、それにめざめて立ちあがってゆく農民たちの様子が力強く描かれている。またレーヴィ(C.Levi)の「キリストはエボリに止まりぬ」(Cristo si è fermato a Eboli)はエボリの町以南のキリストの恵みもとどかぬ因習的で貧しい南部社会の農民の生活を人々しく描いている。

(2) ヴォルピッチャリ(L.Volpicelli)によると、1959年現在、14才の文盲児童は毎年3万人をこし、そのうち23,000人は南部児童である。さらに、14~45才の193万人の文盲、45

才以上の300万の文盲をこれにつけてわえなければならぬ。(La Scuola in Italia e il problema)

- (3) Arturo Arcomano, *Scuola e Società nel Mezzogiorno*, Riuniti 1947, P.12
- (4) Emilio Sereni, *Il capitalismo nelle campagne*, Einaudi 1947, P.394
- (5) A. Arcomano, *op.cit.*, P.11
- (6) F.S. Nitti, *Il bilancio dello Stato italiano dal 1896-97, nord e sud*, in scritti sulla questione meridionale, vol. II, Laterza, 1958, P.333
- (7) イタリアの国家統一はピエモンテを支配するサリデニア王の指導のもとに達成された。国家統一後はサルデニア王による立憲君主制の国家としてスタートすることになる。
- (8) A. Arcomano, *op.cit.*, P.14
- (9) 山崎功, *op.cit.*, PP.50—51参照
- (10) 高等教育をうけた高度のインテリ層の失業者群が南部には存在した。公務員として就職するためには大学を卒業しないなければならないが、しかも大学を卒業しても就職はかならずしも保証されぬという悪循環のために南部インテリ層のなかから社会主義、無政府主義的傾向があらわれてくる。北伊インテリ層にたいする強い劣等感をいだきながら、強い特権意識をもつ南部インテリ層は農民との統一行動を組み得ず、その社会構造にたいする不満を発散させねばならなかったからである。(山崎功, *op.cit.*, PP.51—52参照)
- (11) Antonio Gramsci, *La questione meridionale*, Rinascente 1952, PP.84—85
- (12) U. Zanotti-Bionro, *La Basilicata-Inchiesta sulle condizioni dell'infanzia in Italia*, collezione meridionale, 1926, P.45
- (13) 拙論、イタリアにおける国家統一と教育、教育学研究第32巻第1号参照
- (14) A. Arcomano, *op.cit.*, P.11
- (15) *ibid.*, P.11
- (16) *ibid.*, P.15
- (17) Dina Bertoni Jovine, *Storia della scuola popolare in Italia*, Einaudi 1954, P.286
- (18) 教員の相互援助と文化活動を主な目的とする教員協会(Società magistrali)がすでに1853年にミラノで結成されているが、各地にあるこのような教員団体からさらに組織的教員組合がつくられはじめていた。1870年にはトリノで<Società di beneficenza>という団体がつくられ、その機関紙<L'unione>をつうじて教員の生活条件の引き上げ要求、教育の実状の批判、教員養成についての提案など活発な活動が展開された。またその月刊紙である「教師の友」(L'amico dei maestri)では教育予算の増額要求などもだされている。
- (19) 1880年にいくつかの教員組合の連合によって出された機関紙「初等教師の将来」(L'avvenire dei maestri elementari)は教員の待遇改善ならびに教員の全国組織のための大カンパニーを展開した。
- (20) この法律は初等教育における宗教教育の排除の条項をもつていたために、教育の世俗化についての問題で大論争をひきおこしたことでも有名であるが、この問題はさしあたってわれわれのテーマではない。
- (21) G. Donati, *L'Analfabetismo e La legge Daneo-Credaro nel Mezzogiorno*, in "La Voce", marzo 1911
- (22) A. Arcomano, *op.cit.*, p.16
- (23) Dina Bertoni Jovine, *La Scuola italiana dal 1870*

- ai giorni nostri*, 1958, Riuniti, PP.173—174
- (23) *ibid.* P.174
- (24) *ibid.* P.175
- (25) A. Arcomano, *op. cit.*, P.16
- (26) D. B. Jovine, *La Scuola italiana dal 1870 ai giorni nostri*, P.178
- (27) *ibid.* P.178
- (28) 「地方自治体の支出の軽減——南部の自治体はたしかにもっともそれを必要としているが——は初等教育にかんする国家の独占を許すもっとも適切な武器である。この独占によって官僚的で党派的な專制のもとに、世俗的でもっとも社会主義的教師や、宗教教育の排除の手段をとおして、キリスト教的——とくに南部はそうであるが——なわが国民の家庭にのこされたわずかばかりの自由を抑圧することになるだろう。(*La civiltà cattolica*, aprile 1907, P.107)
- (29) D. B. Jovine, *La Scuola italiana dal 1870 ai nostri giorni*, P.179
- (30) *ibid.* P.178
- (31) G. Gentile, *Il problema scolastico del dopoguerra*, Napoli 1920. P.174
- (32) D. B. Jovine, *Storia della Scuola popolare in Italia*. P.411
- (33) *ibid.* P.411
- (34) この法律は1911年6月4日に成立した。その主要な部分は第5, 第6条である。
 (第5条) 地方教育評議会はその県のすべての市町村にたいしてつぎのことを行なう。各種の学校の整備。各市町村にたいし、法律および施行規則で明らかにされた諸規定

- の遂行の達成に必要な方策の法的権限をつうじての援助。学校の建造、修理、設置場所等の承認。国家への必要な教育補助費の決定とそれの提出。私立小学校の監督。
- (第6条) さらに地方教育評議会はつぎのことを行う。地方教育予算の承認。予算内での小学校、実業学校、補習学校の設立。教員の任命、昇進、異動、休職、解雇等にかんすること。その他、初等、社会教育にかんすることがらについて。
- (35) G. Salvemini, *Problemi educativi e sociali dell'Italia di oggi*, catania, 1914. P.102
- (36) *ibid.* P.90
- (37) *ibid.* P.91
- (38) *Annuario statistico italiano 1895*, Roma 1896
- (39) G. Stolfi, *La Basilicata senza scuola*, Torino, ed. Gobetti, 1922 P.23
- (40) A. Arcomano, *op. cit.*, P.18
- (41) Istituto centrale di statistica, *Annuario statistico dell'istruzione italiana 1956*, Roma. Failli 1957, P396
- (42) A. Arcomano, *op. cit.*, P.64
- (43) L. Borghi, *Aspetti sociali della scuola degli 11 ai 14 anni*, scuola e Città no.4~5, 31, maggio 1960
- (44) A. Arcomano, *op. cit.*, P.67
- (45) R. Mazetti, *Per la Scuola media nella società meridionale*, in *Scuola e città nel Sud*, Hermes, 1961. P26
- (46) *ibid.*, P.26
- (47) *ibid.*, P.14